『賓王録』にみる至元十年の遣元高麗使

森　平　雅　彦

一　はじめに
二　李承休と『動安居士文集』並びに『賓王録』
三　遣使の經緯と使節團の編成
四　往復の道程
五　燕京での迎接態勢
六　宮廷その他における儀禮
七　高麗使がさしだす書狀
八　おわりに

一　はじめに

高麗王朝（九一八～一三九二）の歴史上、一二六〇年から約一世紀にわたり、これを政治的影響下においた元（モンゴル帝國）[1]との國家關係をめぐっては、從來、高麗に置かれた元の地方機關である征東行省、高麗王家に對するモンゴル公主の歴代降嫁、質子（トウルカク）や貢女の送遣、服屬國に對するモンゴルの定例要求、高麗の體制保全、中國傳統の華夷秩序の踏襲など、兩國間で行われた制度や慣例をめぐる問題に一定の關心が寄せられてきた。これらは時時における個別の相互交渉の在り方を規定する枠組みとなるものであり、その重要性はいうまでもない。

ところで、本稿で便宜的に事元期と呼ぶこの時代が、時に元干渉期とも稱されるように、當時の高麗は王位繼承などの國内政治問題に元側がしばしば介入し、また日本遠征の助勢をはじめとする様々な負擔を元から要求される狀況にあり、兩國の關係はきわめて緊密な様相を呈していた。しかし高麗は一貫して獨自の王朝政府を維持し、征東行省も歴代高麗王が長官となって僚屬を自ら保擧する權限を有しており、一時の例外を除けば、監視役や統治協力などの名目で高度な權限をもつ元朝官人が常駐することもなかった。『高麗史』等の關係史料を一瞥すれば明らかなように、兩國をたえず緊密に結びつける定常的な交渉接點としては、きわめて頻繁な使節の相互往來のはたした役割が大きいのである。それゆえ、如上の諸制度・慣例が規定する兩國關係を實際に動かす回路として使節交渉の實態を解明することは、對元關係の根幹に迫る重要課題のひとつといえよう。

しかし從來、こうした交渉活動の成果が論じられることはあっても、そのプロセス、すなわち往復の旅程、滯在地での迎接と暮らし、相手國要人との對面といった雙方の使節の具體的な足取りが正面から追究されることは、殆どなかったといってよい。もとよりその究明には大きな史料的制約が伴うが、逆にだからこそ、一般論の導出を焦らず、個々の事例に密着した實態研究を可能な限り積み重ねる必要がある。事例研究の素材は決して皆無ではない。一二七三（元宗一四／至元一〇）年に高麗使の書狀官として元都燕京（現・北京）に赴いた李承休（一二二四～一三〇〇）が、その際に詠じた詩や起草した表・啓を見聞記とともにまとめた『賓王錄』もそのひとつで、彼の文集『動安居士文集』に收められている。この文獻は戰前（朝鮮史上では解放前）から知られ、對元關係史研究上の意義も夙に指摘されていたが、意外にもこれを用いた研究はまだないようである。

以下本稿では、『賓王錄』の紹介を兼ねつつ、これを素材として一二七三年の遣元高麗使の足取りを少しく詳細にたどってみる。ささやかな事例ではあるが、高麗―元間の使節交渉の具體的現場をかいまみて注目點を指摘するとともに、そこに立ち現れる兩國關係上の諸問題を豫備的に考えてみたい。こうした作業によって『賓王錄』の史料的價値が再認識さ

れれば幸いである。

二　李承休と『動安居士文集』並びに『賓王錄』

『高麗史』巻一〇六・李承休傳の記載に基づき、これに補足しつつ述べると、李承休は京山府嘉利縣（現・慶尙北道高靈郡）の人で字は休休、號は動安居士。早くに父を喪い、壬子（一二五二）年に科擧及第するも、[2] 頭陀山龜洞（現・江原道三陟郡）で母を養うこと一〇餘年、安集使李深の勸めで上京し、李藏用・柳璥の推擧で慶興都護府（現・江原道江陵市）書記となり、さらに都兵馬錄事となる。當時はいわゆる武臣執權期だが、約三〇年間に及ぶ對モンゴル戰爭のすえ一二五九～六〇年に高麗がクビライと講和修交すると、武臣政權は一二七〇年に元の壓力下で終焉を迎えるに至る。この時その軍事基盤である三別抄が元・高麗政府に對し蜂起するが、李承休は元宗（在位一二六〇～七四）のもとに馳せ參じて王を喜ばせた。その後、無實の罪で失職するも、一二七三年の遣元使で書狀官に拔擢、歸國後は雜職署令兼都兵馬錄事となる（『賓王錄』三葉表）。翌年元宗が死去すると告哀使の書狀官となり、質子として元廷にあった世子諶（忠烈王。在位一二七四～九八・一二九八～一三〇八）を奉じて歸國した。その後、閤門祗候、監察御史、右正言、右司諫を歷任し、地方官への左遷をへて殿中侍御史に至るが、一二八〇年に時事の上言が王の怒りをかい罷免されると、[3] 頭陀山龜洞に退き、中國と朝鮮の君主の系譜を詠じた『帝王韻紀』や、『內典錄』などを著した。一二九八年に忠宣王（在位一二九八・一三〇八～一三）が卽位すると、彼を詞林院侍讀・左諫議大夫に再登用し、史館修撰官・知制誥に充てた。さらに判祕書寺事、同僉資政院事と進むが、十數日で辭して密直副使・監察大夫・詞林學士承旨をもって致仕、一三〇〇年に七七歲で沒した。

李承休の文集『動安居士文集』は「動安居士雜著」一部と「動安居士行錄」四卷からなる。冒頭に附される牧隱李穡の至正一九（一三五九）年冬至後三日附け「動安居士李公文集序」によると、本書は李承休の子孫である「前密直司使兼監察大夫李公」が編纂し、その「姪壻兵部侍郎安君」が李穡に序を求めて上梓されたという。この序が書かれた翌年慶州で

『帝王韻紀』が再版されているが、その重刊跋によれば、李承休の「季男前密直使李公」の意志をうけ「姪婿」の「按廉使中散大夫兵部侍郎臣安克仁」が刊行したということで、『動安居士文集』と同じ關係者が現れる。そこで『動安居士文集』の編者は李承休の末子（次男）にして恭愍王（在位一三五一～七四）代の初め密直使兼監察大夫に至った李衍宗[4]であり、序を李穡に依頼したのは安克仁とわかる。以上の經緯から、本書は一三六〇年の『帝王韻紀』再版にあわせて、同じ頃に慶州で開板されたと推定される[5]。

近代以降の傳本は、朝鮮中期の文臣、臨淵齋裴三益（一五三四～八八）の舊藏本とされるものが日本植民地期に慶尙道安東で確認されたのが唯一である。これは上記の高麗刊本とみられ、一九三九年に朝鮮古典刊行會より『帝王韻紀』とともに影印された[6]。影印の刊記によると原本は二冊で木版、半框が縱一九・五㎝、横一五・〇㎝。なお四周單邊、無界、上下下向魚尾、毎半葉一〇行、毎行一八字である。

『賓王錄』は「動安居士行錄」卷四全體、計二〇葉に相當する[7]。各詩文に對し行頭を二格さげて詳註を附す。唯一の傳本では三葉以降の版心下部一帶が破損しており、判讀不能となった字句も少なくない。李承休はその成立經緯について、言事により罷職され無聊の日々を送っていた至元一七年（一二八〇）六月、篋中に一二七三年入元時の「詩表の遺草」と「途中の日記」を見つけ、往時への感慨やみがたく、一編の書となし『賓王錄』と名づけたと記す（三葉裏。以下葉數のみの出典表示は『賓王錄』のもの）。時事の上言がもとで彼が罷職されたのは一二八〇年三月のことで（註（3）參照）、その後まもなく『賓王錄』のもととなる原稿が〈發見〉されたわけだが、編修は至元二七年（一二九〇）一〇月に至って終了した（一九葉裏～二〇葉表）。なお李承休自身は、この著作を世間の目に晒すつもりはなく、專ら子孫に示すために編んだとする（四葉表）。

三　遣使の經緯と使節團の編成

高麗との講和後、クビライはその國内から直ちに撤兵するとともに、中央政府以外からは高麗に遣使しないことを約束した。[8] 一三世紀初めモンゴルが高麗と初めて接觸した際には、諸王・諸將がそれぞれに遣使、あるいは貢物を要求するなどして高麗側を困惑させたが、同様な事態を避けるための措置であろう。また一二六一年に元はその「省府」が「高麗國相」より送られた書狀に對して返信することを差し止めてもいる。[9] それ以前から高麗は耶律楚材などモンゴル側の宮廷官人に宛てて書狀を送ることがあったが、[10]「境外之交」は「人臣」に相應しくないとされたのである。こうして講和後最初の一〇年ほどは、國王が自ら入元したケースを除き、專らクビライ側の詔と高麗王側の表を使節によってやりとりする形を軸として交渉が行われたらしい。[11]

しかし一二七〇年の武臣政權崩壞後、王政復古した高麗政府は對元協調路線を進め、兩國は政治的一體性を高めてゆく。するとこれに伴って、高麗政府が元の官司（主に中書省）・官人と様々な政策の立案・實施をめぐって直接に折衝を行うことが多くなる。皇帝との閒でも、同様な理由のほか、様々な授受に關係して不時の遣使がいよいよ頻繁になる。從來この種の實務的な交渉の内容が對元關係史研究に多くの論點を提供してきたのだが、一方で、賀正使や賀聖節使、その他の賀進使といった儀禮的性格の強い聘使も定例的に派遣されていたことは、中國の傳統的な華夷秩序を踏襲する形式として言及されるくらいであまり注目されたことがない。しかしこうした遣使もまた、むしろその儀禮性ゆえにこそ、平時における兩國關係が象徴的に表れる場として檢討する必要がある。豫め述べておくと、本稿でとりあげる事例はまさにこの種の聘使に屬する。なお遣元使の様相が二傾向にわかれることは、後述のごとく當時の高麗人も認識していた。

一二七三年の朝鮮半島では、濟州島にたてこもる三別抄の制壓戰が五月までに完了し、その事後處理が行われたが、『賓王錄』はその冒頭で、この年高麗が李承休を含む使節團を元に遣わした經緯について述べつつ、次のように起筆して

いる（以下、史料A）。

A　至元一〇年癸酉（一二七三）春三月、上國（元）は皇后・皇太子を冊立して、普く天下に布告した。上（元宗）は愛子の順安侯某に命じて賀進使とした。隨行する官屬は、知樞密院事・御史大夫・上將軍宋公松禮、尙書左丞李汾成、精勇將軍鄭仁卿、內侍・戶部員外廉承益、內侍・保勝別將金義光、譯語・行首郎將金富允、指諭別將趙瑊、精勇散員池瑄、伴行使は上朝千戶・中郎將金甫成で、みな朝廷による選出である。內廂・給事に至るまで精選して任を委ねないものはなかった。[12]

一二七三年三月、クビライは正妻チャブイとその所生チンキムを皇后と皇太子に冊立した。[13] もともとモンゴルになかった中國的な立后・立太子の制を初めて導入したものであり、中國を重要な政權基盤のひとつとするクビライが卽位以來進めてきた、元號や國號の制定、中國的官僚機構の整備をはじめとする、いわゆる〈漢化〉政策の一環であった（ただし漢化とは元の國制の一側面であり、みかけにすぎない場合もある）。『賓王錄』が記す立后・立太子の年月は、元で冊立が行われた時點をいうものであり、高麗側が元使を通じてその報に接したのは、實際にはその二ヶ月後、五月のことである。[14] これをうけて高麗政府は元に賀進使を遣わすことになったわけである。

史料Aでは使節團の主な顔ぶれが列擧される。正使の順安侯（諱は琮または悰）は元宗の子で忠烈王の異母弟にあたる（『高麗史』巻九一・宗室傳・順安公琮）。歷名中唯一の宰相である宋松禮は、武臣政權の打倒に功績のあった人物であり（『高麗史』巻一〇六・洪奎傳）、彼が副使とみられる。[15]

使副以外では、まず李汾成（後名は榕）と廉承益がそれぞれ元宗と忠烈王の嬖臣として知られる。[16] 金富允はこの時の譯語とみられるが、鄭仁卿と池瑄も對元交涉に活躍した譯語の出身である。[17] 金義光は官奴の出身で、もとは執權武臣崔怡の竪官であった。[18] 趙瑊の人物像は判然としないが、忠烈王代にも何度か使臣として元側に派遣されている。[19] 尙書左丞（從三品）の李汾成を除き、彼らの肩書は戶部員外郎（正六品）や武官職に止まるが、將軍となったことまでしか判明しない趙

璊を別とすれば、後に彼らもまた宰相職や西京留守（三品以上）に至っている。[20] こうした譯語・賤隷身分出身者や王の嬖臣の政治進出は事元期の特徴として知られるが、實は賀進使には尚書（六部の正三品官）の李某、侍郎（ここでは六部の正四品官）の鄭某、少卿（諸寺の四品官）の廉某などの高等文官も隨っていた（五葉表）。特に前二者は元の宮中饗宴において使節團中宰相に次ぐ座次を與えられた地位である（一二葉裏）。にも關わらず、李承休が史料Aでこれらに言及せず、職位がより低い者を含む李汾成以下の方を「精選」として注目することからは、彼らの存在感が強く示唆されよう。

李承休自身は書狀官として賀進使に參加した。その選出經緯について『賓王錄』は

その書狀官は兩府が點望したが、上（元宗）はそのたびに敕して改めて推薦させること、三度に及んだ。諸相が都堂執事閔萱に奏させていうには、「參外の文儒で才望ある者は皆すでに擧げつくしました。ただ前式目錄事李承休だけは職事をもたぬ身なので、あえて推薦しませんでした」。上がおっしゃるには、「ただ才能をもって推擧せよ。どうして職事の有無が關係しようか」。ここにおいて諸相は欣然として命を承け、直ちに奏して裁可をうけ、國衙の表牋狀等〔の文書〕・路用・器物をわたしに委ねた。[21]

と記す（一葉裏）。書狀官は兩府（中書門下と樞密院）の「點望」により候補者が選ばれ、國王によって決定されたという。「望」とは薦望の謂だが、「點望」の用例は『高麗史』に數件あるだけで、具體的內容までは知り得ない。しかしおそらくは、選考擔當者たちがそれぞれ候補者リスト中の意中の人物に圈點をふり、その得點の多寡によって採否を決するという、朝鮮時代にしばしばみられる人事方式に準じて理解しておいて、大過ないものとおもう。すなわち、兩府（正確には兩府の宰相（宰臣・樞密）會議であろう）において書狀官の候補者リストに點をふり、その多寡をもって王に推薦を行い、裁定を受けたのであろう。こうした方式がどのレベルの人選まで、どこまで一般的に行われたかは不明だが、使節團の編成作業に關する史料がごく限られているなか、[22] 貴重な記錄である。

『賓王錄』にも表れるように、書狀官は使節がさしだす書狀の管理・作成を擔當する樞要な事務スタッフであり（後掲

史料Bも參照）、事元期末（一四世紀半ば）の漢詩には使節團内での序列が「使輔（使副）に次ぐ」と詠われてもいる。[23] 高麗の傳統的な對中國交渉では、漢詩文に代表される中華の文物禮樂に對する關係者の素養が當事國雙方から注目、重視されたが、一二七三年の對元交渉においても高麗政府が書狀官に「才望」ある「文儒」を求めた點は注意される。

なお史料Aの「内廂」とは使節の護衛、[24]「給事」とは身邊世話係であろう。使節團の最下層には「打軍」なるものがいたらしいが（三葉表・一六葉裏）、朝鮮前期の『吏文輯覽』ではこの語を「軍伍之人」と説明する。ここでは内廂あるいはその他の部署を含む隨行の軍卒であろう。この他『賓王錄』に明記される賀進使の職掌構成としては前出の譯語があるのみだが、事元以前の遣中國使に關しては「判官」、「錄事」、[25]「孔目官」、[26]「孔目吏」、[27]「都押衙」[28]なども確認される。

賀進使の總勢については、燕京滯在中の李承休らが昊天寺に遊んだ際の人數が「二百許人」と記されており、參考になる（一五葉表）。この一團は「我二行」と表されており、當日その前に行われた皇太子チンキムへの謁見（後述）に同行した世子諶（前々年から元に入質）の一行――總勢一二一名ないし一二九名[29]――を含み込む疑いがある。[30] ただ雙方の代表者である世子と順安侯自身は寺院見物に加わらなかったようであり、[31] 兩王子に陪從して殘った隨員も相當數見込まれる。すなわち寺院見物に參加した賀進使側の隨員は最低でも七〇～八〇名以上になるわけで、使節團の總勢は少なくとも一〇〇名程度は超えるとみてよいだろう。もちろん寺院見物の參加者を殆ど賀進使側で占めており、使節團の總勢が最低でも二〇〇名を超えるという可能性も充分にある。

ところで一四世紀前半の高麗文人である拙翁崔瀣は、『拙藁千百』卷二・送鄭仲孚書狀官序において、往時の中國遣使の模樣と事元後の變化について次のように述べている（以下、史料B）。

B　使節を派遣するごとに必ず自ら謹んで官屬を選び、その帶行者はあるいは三百～五百人に達し、少なくとも百人を下らなかった。使節がはじめ中國に至ると朝官を遣わしてこれを境上に迎える。通過する州府はそのたびごとに天子の命をもって禮をそなえて食事を供し、郊亭に至るとまた迎勞する。宿舍に到着すると撫問し、大晦日には手厚い支給

がある。參内してから辭去する段になると内殿で宴を賜り、禮賓院で食事を設ける。天子が親書を下して特別に茶香・酒果・衣服・玩具・鞍馬・禮物を賜ることは頻繁で絶えることなく、事柄に應じてみな表もしくは狀をもって陪臣と稱して謝意を表す。私的な面會では宰執が多く書簡をやりとりする。ゆえに書記の任は事理に明達していなければ果たし難いとされた。中古の國相である朴寅亮・金富軾のたぐいはみなかつてこの任を經て中國の稱贊するところとなった者である。皇元に臣附してからは舅甥の好をもって視ること一家に同じく、つとめて實際を重んじ、禮は省略し文章を簡素にし、上奏があれば一人の使臣が驛傳を利用して直ちに帝所に到達するようになり、年に遣使が行われない月がない。そのためもはや使節に人を選ばなくなった。その恩はきわめて厚い。ただ年節には例として表をもって慶賀を行い、かつ貢物を獻じるので、國卿をその使副に充てて粗々舊慣の如くする。書記の名もとりあえず殘っている。しかしその文才については要求するところがないのである。そこで近年は欲深く恥を知らぬ者が往々にして利を貪り爭ってこれとなる。ゆえに使者となった將校についてはこれを淸廉で名望ある者とは扱わぬまでに至っている。ああ書記の任は時の要務ではないとはいえ、その名はなおある。どうして若輩が妾の居所の如く扱い輕視するものであろうか。(32)

すなわち對元交渉では實質が重んじられ、從來高麗使が中國側と行ってきた繁文縟禮が省かれ、單獨の使臣でも驛傳を通じて直ちに帝所に到達できるようになり、遣使が毎月のように行われるため、使節の人選に神經を遣わなくなったという。ただ儀禮的な賀正使については舊例どおり高官を使副に充てており、書狀官の職もいちおう殘っているが、後者については文才が要求されなくなってステイタスが凋落したというのである。

これに對し、李承休が參加した賀進使では、使副に王族と宰相を充て、書狀官にも「才望」ある「文儒」を選び、總勢百～二百名以上の一團を編成した。崔瀣の見方によれば、このような使節は高麗が舊來中國に派遣してきたタイプの聘使に屬するものといえよう。ただし高麗前・中期においては王族が使節として國外に赴くのはきわめて異例である。使節の格

はむしろ上がっているわけだが、かかる遣使がたびたび行われるのはモンゴルとの交渉における特色である。

賀進使には元の千戸で高麗の中郎將でもある金甫成が元側の伴行使として同道したようだが、史料Aにおいて高麗使と彼がともに「朝廷による選出」とされる點が注意される。當時の高麗人が記す「朝廷」はしばしば「上國」の元をさすが、賀進使の正使と書狀官は高麗側で選んでおり、その他の諸員を內廂や給事に至るまで元側が選定したとは考えにくい。ここでは高麗政府をさすとみなくてはならず、とすれば元側の伴行使も高麗側が選んだことになる。高麗を訪れた元使の歸國にあたり賀進使を同行させたのであれば、高麗使側を〈伴行〉と表すはずだから、そのようなものではない。このことは金甫成の特殊事情に關係するようで、元の高麗人將帥洪茶丘と反目する忠烈王が茶丘と親しい李汾禧・榴兄弟を殺害した一二七八年の事件に關連して次のような記事がある。

> 速魯哥（事件を調査した元の斷事官）が金方慶と許珙を連れ歸ろうとした。公主（忠烈王妃クトゥルクケルミシュ）は人を通じて「王がすでに入朝して國家は空虛であるから、方慶と珙は帝命があればいっしょに行ってよいが、そうでなければ駄目だ」といわせた。速魯哥は彼らを戻そうとしたが、金甫成は許さなかった。甫成はもと北界（高麗西北部）の人である。その父が〔高麗に〕背いて遼陽に入って以來、洪茶丘の腹心となった。李汾禧・榴と非常に親しく、その死を聞いて速魯哥に從いやって來た。およそ我が方に對する問責はみな彼の謀である。(33)

洪茶丘はモンゴルの高麗侵略の過程で捕虜や流民として遼瀋地方に入居した高麗人集團の統轄者でもあったが、金甫成は、父親が遼陽に逃入して以來、茶丘の腹心となった高麗人だったのである。高麗政府はしばしば元の高麗人官人に自國の官職を提供したから、甫成が中郎將であるのもそのためであろう（高麗政府の官人が元の武官職を受任するのは第二次日本遠征時から）。一二七三年當時、洪茶丘は所轄の高麗人部隊を率いて高麗本國に駐留しており、日本遠征に備えつつ三別抄の鎭壓にあたるなどしていた〔池內一九三一、第六章〕。おそらく金甫成もこれに從行して高麗國內におり、そこで高麗政府の指名をうけて、元側を代表して伴行使の任にあたったのではないだろうか。

四　往復の道程

賀進使一行は至元一〇（一二七三）年閏六月九日に王都開京を出立した（二葉裏）[34]。その後の往路の旅程は次のとおりである（四葉表～七葉裏。關係地については**圖1**を參照のこと）。

閏六月一一日　浿江を通過　現・黄海北道平山郡―金川郡境を流れる禮成江の一部[35]

一二日　金岩を通過　平州（現・黄海北道平山郡）屬下の驛[36]

？　分水嶺を通過　未詳

二九日　東京に至る　現・遼寧省遼陽市

七月　九日　瀋州に至る　現・遼寧省瀋陽市

一六日　渥頭站に至る　崖頭站の誤りであろう。正東一二〇中國里（約六六km）で彰義站（現・瀋陽市于洪區彰驛）に至るというが[37]、正確な位置は不明

二九日　神山縣に至る　遼金代の舊縣名で、金元代の惠州[38]。現・河北省承德市平泉縣

三〇日　屏風山（未詳）をへて黄崖峰（後述）を登る

八月　四日　燕京に到着[39]

開京～燕京間の移動に要する標準的な日數は片道約一ヶ月とされるが、『高麗史』世家には半月あまりで移動した例もみえる。これに對し李承休らはほぼ二ヶ月をかけた。これは長雨の影響によるもので、一行は大水のため東京に八日、瀋州に數日間足止めされてもいる（二葉裏・四葉裏）。

事元期、開京は元の站赤（ジャムチ）（驛傳）によって燕京と結ばれた。站（ジャム）（宿驛）の配置には時期的な變化も一部あったようだが、ひとまず元代燕京の地方志『析津志』の記載[40]と拙稿［森平二〇〇四、八二～九四頁］の考察に基づいてその敷設狀況を示す

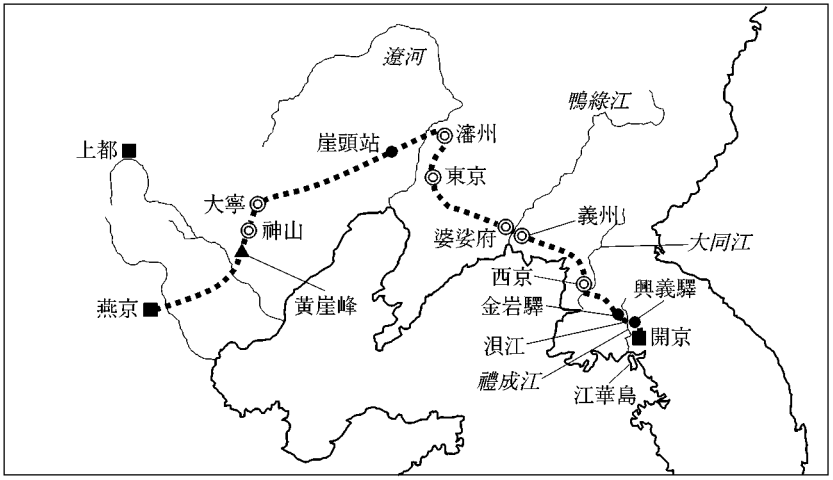

※點線は站赤ルート　　**圖1**　1273年高麗賀進使　行程關係圖

と次のようになる（圖1には點線でルートを略示）。

開京～慈悲嶺間に七站……洞仙―生陽―東寧―安定―肅州―都獲―安信―雲興―宣州―靈州―誼州―驛昌站―陽站―開州―斜烈―龍鳳―連山―甜水―頭館―**東京**―**瀋州**―彰義―**崖頭**―驛昌―懿州熊山―驛安―柳樹部落―鹿窖―橋子站―西部落―叉道―北京／大寧―富峪―**神山**―寬河―富民―灤陽―遵化―薊州―夏店―通州―大都

旅程に現れる東京・瀋州・崖頭站・神山縣はゴシック體で示した站名に對應する。また黃崖峰は、神山より一兩日以内で到達する位置であることから、現・河北省承德市寬城縣内、上記の站赤ルートとも重なる黃崖峰（萬塔黃崖）のことと考えられる。[41] 遼金代に遡るというその地の寺刹については『元一統志』卷二・遼陽等處行中書省・大寧路・古蹟にも「黃崖寺。在惠州西南一百三十里」とある。李承休は黃崖峰で「釋迦涅槃臥像」のある「懸空閣」を遠望したものの山の險しさを畏れてあえて登らなかったと述べているが（七葉表）、急峻な山腹に石窟が穿たれ懸崖に塔が建ち並ぶという現在の黃崖寺の姿［寬城縣志編纂委員會一九九〇、三七三頁］にも通じる光景だったのであろう。

大雜把な見積もりだが、經由地からみて、李承休らは上記の站赤ルートと概ね同様な道のりをたどったと推測される。[42] 鴨綠江以南、高麗王都まで站赤が本格的に整備されるのは、高麗政府が對元協調路線

に轉じた一二七〇年以後のことだが、すでにこの年までに粗々敷設されてはいた［森平二〇〇四］。一二七三年當時における鴨綠江以北、遼瀋地方をへて燕京に至る站赤の敷設狀況は、崖頭站以外には判然としない。しかし朝鮮半島だけに孤立して站を置いたとは考えにくいので、それに接續する站赤ルートがすでに成立していたとみるのが自然だろう。ただ賀進使がそのシステムをどのように利用したかはよくわからず、沿道各所の官吏による接待の有無なども不明である。

歸路に關してはルートの詳細が往路ほどにもわからないが、同年九月八日に燕京をたち、同二五日に鴨綠江、一〇月二日に牛峯縣（現・黃海北道金川郡）屬下の興義驛に達し、その翌日開京に到着している（一七葉表～一九葉表）。一ヶ月弱で踏破したことになるわけで、まずは標準的な日數である。

五　燕京での迎接態勢

八月四日に燕京に到着した後、九月八日に歸國の途につくまで約一ヶ月間における李承休たち賀進使の活動日程は次のとおりである（以下に言及する燕京の關係地については**圖2**を參照のこと）。

到着より六日をおき、大都城の萬壽山の便殿において皇后と對面。
中秋後一日、鄭侍郎の忌齋により薦福寺に遊ぶ。
八月二一日、順安侯に陪って濾江石橋（盧溝橋）に遊ぶ。
八月二五日、萬壽山の廣寒宮の玉殿で皇帝クビライと對面。
八月二七日、大都城の長朝殿（大明殿）の落成式に參加。
八月二八日、長朝殿において聖節の賀禮に參加。
八月二九日、大都城西郊、高梁河附近の氈幕で皇太子チンキムと對面。その後、昊天寺に遊ぶ。
九月二日、中書省の接待をうける。

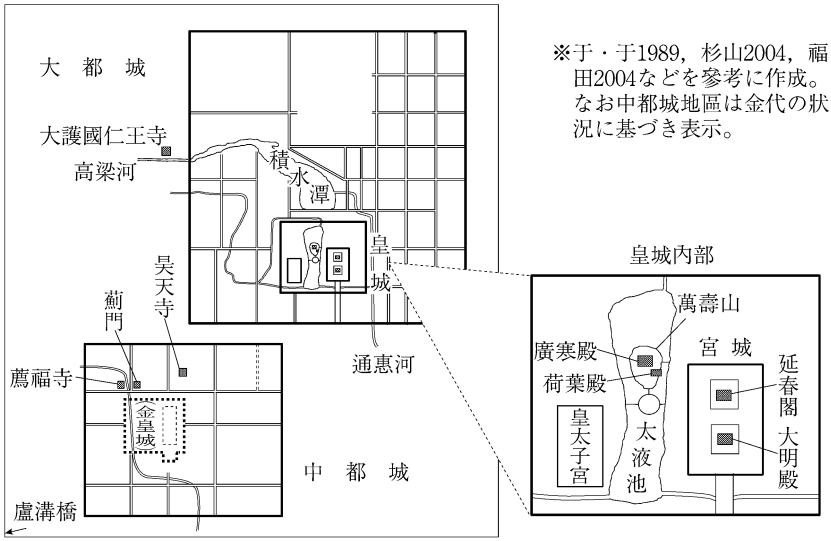

※于・于1989，杉山2004，福田2004などを參考に作成。なお中都城地區は金代の狀況に基づき表示。

圖2　燕京における『賓王錄』關係地　位置圖

九月七日、歸國命令が下る。

みられるように公的行事は八月末に集中する。元朝皇帝は季節移動を行い、夏季を内陸の上都開平府（現・内蒙古自治區錫林格勒盟正藍旗）、冬季を燕京で過ごしたが、一二七三年にはクビライが八月二四日に上都から燕京に戻ったためである（一〇葉表）[43]。賀進使は當初上都をめざしたようだが、大雨による行程の遲延をおもんばかり、「もはや開平府に及ぶことなく、そのまま直ちに大都城にむかった」（業巳未及於開平府、居然直進於大都城）という（一〇葉裏～一一葉表）。

燕京滯在中の李承休一行の足跡については、寺院や盧溝橋（九葉表）の觀光なども興味深いが、本稿では國家間の關係という當面の關心に沿い、本節以降、迎接の態勢、宮廷その他における儀禮、高麗使がさしだす書狀という三項目についてみていくことにする。

八月四日、李承休らが「將に燕京中都城に入」ろうとすると、城外五里の地で元の中書省が遣わした「宣使」と「總管」の郊迎をうけ、中都城内の「婁總管」の私邸に案内された。そしてそこを宿所に指定され、翰林學士侯友賢（字は顯忠）が「館伴」（接待役）に着任したという（七葉裏）。

元朝草創期の燕京では金代以來の中都城が都市機能を維持しており、官人の邸宅や官廳がおかれるなど〈首都〉としての役割を擔っていた［渡邊一九九九］。すでに一二六六年からその北郊で大都城の建設が始まっており、一二七三年には主要宮殿部の工事が一段落し（後述）、やがて機能移轉も進むのだが、賀進使が入ったのは中都城であり、宿所の婁總管宅も中都城内であった。前述のごとく李承休が別の個所で「大都城にむかった」と記したのは象徵的な意味でだろう。一行が接待をうけた中書省も、一二六七年に大都城に新廳舍が建てられたにも關わらず、[44]「中都之鳳省」（一六葉表）だったらしい。李承休が訪れた薦福寺（九葉表）と昊天寺（一五葉表）も中都城内の寺院で、盧溝橋は中都城の西南郊にある。燕京での李承休の活動は、モンゴル皇帝・皇族と對面する際を除き、專ら中都城地區で展開されたようである。

中書省から郊迎に遣わされた「宣使」と「總管」の名は記されない。宣使とは使臣一般の意味で用いる場合もあるが、『賓王錄』では專ら差遣・傳達を主務とする吏員としての宣使をさすようで、ここでは中書省の宣使であろう［cf. 張一九九七、一六〇～二頁］。燕京滯在中の賀進使の案内役として「任宣使」と「姜宣使」が頻出するので、そのどちらかか兩方である可能性が高い。一方、總管とは元の諸官府に廣くみられる職名であり、敬稱的に用いられることもあるが、少なくとも中書省の直接の僚屬ではなく、ここでの意味や所屬は不明である。ただ賀進使の迎接に關わる「總管」という點から、私邸を宿所に提供した婁總管であった可能性が高い。

後に賀進使がクビライに奉表した際、元の令史がその文章を評價したことを「本朝（高麗）自り〔元に〕入って宣使と爲った姜守衡」が連絡してきたという（二葉裏）。おそらくこの姜守衡は上記の姜宣使であり、『高麗史』に頻出する康守衡にほかなるまい（高麗時代の姜と康の正確な朝鮮語音は不明だが、少なくとも中期語以降については同音）。康守衡（初名は和尙）は晉州出身の高麗人で、幼時にモンゴル軍の俘虜となって元に仕え、元初の對高麗交渉に活躍した人物である。[45]『高麗史』卷一〇五・趙仁規傳には、兩國の交渉現場における康守衡の特別な役割が次のように記されている。

はじめ國人（高麗人）はモンゴル語を學んでも上手に奏對する者がおらず、我が使節が〔元の〕京に赴くと必ず大寧

總管康守衡に介添えしてもらって入奏していた。仁規が嘗て金畫の磁器を獻じた際、世祖が問うには、「金で畫くのは〔磁器を〕堅固にしようとしてのことか」。答えていうには、「ただ色彩を施すだけです」。〔世祖が〕いうには、「その金はまた使用できるか」。答えていうには、「磁器は壞れやすく金もそれに伴って破損します。どうして再び使用できましょう」。世祖はその答えを良しとし、今後磁器は金畫を施さずに進獻するなと命じた。また「高麗人がかように國語（モンゴル語）を解するならば、必ずしも守衡に譯させようか」といった。(46)

趙仁規は忠烈王代前半の對元交渉に顯著な活躍を示した譯語出身の官僚だが、彼が現れるまで、高麗使は元朝皇帝に上奏する際のモンゴル語通譯に康守衡の助けを要したというのである。右記事で康守衡は大寧路（治所大寧は現・內蒙古自治區赤峰市寧城縣）の總管（長官）と表示されるが、『高麗史』卷二八・忠烈王世家・四（一二七八）年五月丁亥には「北京」（大寧路）の同知（次官）として現れる。そこで右記事は一二七八年以降の記錄とわかるが、內容自體はそれ以前の出來事を記している可能性もある。一二七三年の賀進使における譯語のモンゴル語能力について李承休は何も語らず、趙仁規の關與も不明だが、(47)あるいはこの時も康守衡が通譯に一役買ったのかも知れない。

館伴の侯友賢は、その自稱によれば、「五歲にして六經に通」じ、「翰林院に屬して時に天下の神童と號」し、推薦をうけて「翰林學士を授」かった人物であり、當時二八歲だったらしい（八葉表～同裏）。李承休とは漢詩を應酬しており、それなりの文才を備えていたようである。元は高麗使の館伴にそのような儒敎知識人を充てたわけである。この人物は管見の他の諸文獻にはみえないが、筆者は、『元史』卷六七・禮樂志・制朝儀始末に現れる侯祐賢と同一人物ではないかと疑っている。

その記事によると、至元六（一二六九）年、元では帝命により前代の儀禮を知る者を訪ねて朝儀を學習することになった。當初趙秉溫と史杠がその任についたが、太保劉秉忠の提案で儒生の周鐸・劉允中・尙文・岳忱・關思義・侯祐賢・蕭琬・徐汝嘉らが追加任命され、金の故老や國子祭酒許衡・太常卿徐世隆のもとで古典を考察し、時宜・實情を參酌して制

度を定めた。そして同八（一二七一）年二月に朝儀を掌る侍儀司が設立された際、その右侍儀副使に侯祐賢が任じられた。すなわち侯祐賢は、侯友賢と同じく儒生であり、元初、中國の傳統に則った朝儀の制定に携わり、その運用を掌る侍儀司のポストについた人物であった。一方、侯友賢は皇后への謁見と長朝殿落成式の朝賀禮において高麗使の引導を擔當しており、その儀制について一定の知識を有していたとみられるが、侍儀司の管掌事項には「外國進獻」の儀禮も含まれている（『元史』巻七・世祖本紀・至元八年三月甲戌）。兩者が同一人物である可能性は決して低くないのではないだろうか。

元朝草創期の中書省下僚だった王惲によると、一二六一年の高麗世子入朝時には必闍赤（ビチクチ）（書記）の張大本が館伴に選ばれたが、その理由のひとつは彼の「文采」（文才）にあったらしい。[48] 漢文化人の王惲が漢人とみられる張大本について記す文才とは漢文のそれだろう。すなわち元では漢文化の素養を基準に高麗使の館伴を選定することがあったようなのであり、侯友賢の場合もおそらく同様だろう。

これは高麗使との意思疎通のため同じ漢字文化圏の人材を充てただけのことかもしれない。しかし元初集中的に實施されたいわゆる〈漢化〉政策が對高麗關係に及び、王の册封や頒曆といった傳統的な華夷秩序の形式が講和後直ちに採用されたことは輕視できない。高麗など周邊諸國の存在自體が元の〈漢化〉を後押しした面もあるようで、少なくとも漢人官僚はこれらの諸國が元という國家を見る目を理由に、中國式の儀制の導入を求めている。[49] 中華の文物を重んじる一方、モンゴルを夷狄視してきた多くの高麗支配層は、こうした動向をひとまず歡迎したらしい。[50] 如上の館伴の人選も、あるいは高麗に對する元の〈漢化〉アピールに關わるのかもしれない。

以上は侯友賢の個人的特性に關わることだが、加えて外國使に關する翰林院の役割も見逃せない。元の翰林院については、すでに纂修國史、典制誥、備顧問、歷代御容・嶽瀆后土・文廟等の祭祀、釋奠禮の執行や、祝文・樂章の撰定、意見具申、治道の講明、薦士、さらには著作物の審査といった機能が指摘されている。[51] しかしこれが外國使の應接を擔當した時期があることは、あまり注目されていない。『元史』巻一三・世祖本紀・至元二一（一二八五）年正月丙申に

禮部に命じて會同館を領めさせる。初め外國使が至ると、常に翰林院にこれを主管させていたが、ここに至って改正した。[52]

とあるように、一二八五年までは翰林院が外國使の應接を主管したのである。ではこれを改めて會同館を禮部に管轄させるとはどういうことか。會同館は「諸番・蕃夷・峒官」など周邊地域からの朝貢者の「接伴引見」を掌る公館である。[53] 至元九（一二七二）年に「初めて立」てられたというが、[54] 前年に翰林應擧閻復が會同館副使兼接伴使に選充されてもいる（『元史』巻一六〇・閻復傳）。この閻復の例からも窺われるように、會同館は當初翰林院との密接な關係下で運營されたらしく、至元一〇（一二七三）年の九月には翰林學士承旨和禮霍孫に會同館の事を兼ねさせ、朝廷の諮問と降臣の奏請を掌らせている。[55] 至元一八（一二八一）年にも翰林學士承旨撒里蠻に引き續き會同館を兼領させている。[56] 會同館設立當時やそれ以前の狀況は必ずしも判然としないが、少なくとも翰林學士承旨が本館を兼務するようになって以降は、事實上翰林院が外國使の應接を掌る狀態になっていたとみられ、至元一七（一二八〇）年に翰林學士承旨和禮霍孫等が俱藍・馬八・闍婆・交趾等の諸國の遣使奉表に對する答詔を奏請したのも、[57] これに關係しよう。そこで一二八五年には會同館を禮部に移管することで、翰林院を外國使應接の任から外したのである。李承休一行の入元は、翰林學士承旨和禮霍孫の會同館兼務が決まる直前のことで、郊迎を手配し、その宣使を案内役にあたらせたとみられる中書省が應接を擔當したようにもみえる。しかし館伴に翰林學士侯友賢が選ばれたことが、如上の翰林院の職責に關わる可能性は、考慮にいれてよかろう。

本節の最後に燕京の宿所について述べる。一二七〇年頃、前出した元の王惲は、京師には遠方から訪れた朝貢使のための館舍が無く、民間の豪貴の家に倉皇として安置するため、元の全盛の勢を示せていないとして四方館の設立を提言した。[58] 一二七二年の會同館設置はこれに應えた形になるもので、降服した南宋の使節が一二七六年に燕京入りした際には、中都城内の會同館に宿泊している。[59] しかし一二七三年に李承休らはなおも個人の邸宅に宿泊した。當時はまだ會同館の受入態勢が整わなかっただけかもしれないが、後述のごとくこの賀進使が他の外國使とは別格に扱われたことからすれば、優待

のゆえである可能性もある。特にこの時高麗王族が宮中饗宴でモンゴル皇族に準ずる待遇を受けたことが注目されるが、實際においても翌七四年に忠烈王がはじめてクビライの駙馬（グレゲン）（女婿）となり、八一年には駙馬高麗國王という稱號が成立し、高麗王はモンゴル王侯の一員としての地位を獲得してゆく［森平一九九八a］。これ以降の高麗使が一般の外國使のごとく會同館に迎えられたか、それとも別の宿所に迎えられたかは、一二七三年における宿所設定の意味、ひいては元における高麗の位置づけにも關わる問題だが、今のところ不明である。

六　宮廷その他における儀禮

①皇后との對面（七葉裏～八葉表）

燕京到着から五日をおき、皇后が馬瑠奉御を遣わし、皇帝が燕京に還御する前に自らが先に接見するとの意向を傳えてきた。皇后は皇帝と別行動をとっていたことがわかるが、これが皇帝の留守中に外國使に對面を求めるあたり、中國王朝では通常考えにくいことであろう。しかしプラノ＝カルピニのジョヴァンニ修道士が定宗グユクのもとに赴く際、妃の住む幕營（オルド）を通過したところ、皇帝より先に彼らと接觸することが敬遠されたともいうから［カルピニ・ルブルク一九八九、七五頁］、皇后の行爲がモンゴル的であるとも、一概にいえないようである。

翌日賀進使一行は大都皇城内の太液池にある萬壽山（萬歲山／瓊華島）に赴いた。金代の離宮を改修した萬壽山には山頂部の廣寒殿をはじめとする建築群が展開していたが、一行はその東の便殿（荷葉殿か）で皇后に進賀したという。すなわち馬奉御と任宣使が一行を率いて門外に至り、館伴侯學士が中庭に導く。書狀官、すなわち李承休が牋を奉じて前に立ち、正使の順安侯と官屬が後ろに並び立つ。そして員外郎廉承益の號令で「舞踏」したというが、あるいは廉承益が拜禮の號令を行う後述の諸事例と同樣に、高麗式の拜禮を行ったものであろうか。禮がおわると昇殿を許されて宴を賜り、正午に終了して歸館した。

②皇帝への進賀（一〇葉表）

八月二四日にクビライが燕京に戻ると、翌日「萬壽山廣寒宮の玉殿」[60]で高麗使の進賀を受けた。一行は姜・任兩宣使に導かれて表文（立后・立太子の賀表）を呈したが、その禮式は皇后との對面時と同樣だったという。ここには質子として入元中の「令殿」（高麗世子諶）も同席した。禮がおわると昇殿を許されて宴を賜ったが、そこでの座次は次に述べる長朝殿落成式での宴と概ね同じだったという。紙面の破損で讀みにくいが、宴は寅刻に始まり申刻におわったらしい。

③長朝殿の落成式（一一葉表～一三葉表）

前述のごとく當時は大都城が建設中であり、一二七四年正月に「宮闕が告成」されるが（『元史』卷八・世祖本紀・至元一一年正月朔）、一二七三年の八月二七日には長朝殿が落成され、李承休ら賀進使一行も式典に參席した。長朝殿は宮城の正殿たる大明殿の別稱とみられる。[61]『元史』卷八・世祖本紀では、二ヶ月後の至元一〇年一〇月に「初めて正殿・寢殿・香閣・周廡・兩翼室を建」てたとしているが、大明殿本體に加えて附屬關連施設を含めた關係工事全體の一段落をいうものであろうか。李承休は落成式の朝賀禮の模樣について、次のように傳えている。

幢幡旌傘と一切の儀仗が空に翻り日を蔽い、人の目を眩まし奪う。諸大王・諸大官人より百寮に至るまで黎明に會同したが、朝服のいでたちでないものはなく、中庭に雲集する。閤門使がおり、各々その序次に從って拜位に導き進む。……既に〔我一行を〕引き立て、館伴侯學士と姜宣使に令殿（世子諶）と侯邸（順安侯）及び官屬を導き班列中ほどの下方に並び立たせる。他の諸國より來朝した使節はその服すところに從って最後列の末尾に立たせる。まもなく皇帝が便殿より出て殿上に就き、皇后とともに寶座に昇って賀を受ける。その禮數は我が朝と大同小異である。異なるというのは、「閤門喝、鞠躬、拜興、拜興、班首稍前三歩、復位、拜興、拜興、平身、搢笏、鞠躬、三舞蹈、跪左膝、三扣頭、山呼、山呼、再山〔呼〕……（判讀不能）……」である。すでに禮がおわると、みな立ったまま動かず、閤〔門〕……（判讀不能）……侯邸に傳えていうには「卿の本國の禮を行え……（判讀不能）……〔員外〕郎廉承益が號

令して〔禮を〕行った。(62)

李承休は、以上の式次第が翌日行われた聖節の朝賀禮に同じであるとする（一四葉表）。そこで一二七一年に基本的な完成をみた元の朝儀について、『元史』巻六七・禮樂志をみると、賀聖節禮（天壽聖節受朝儀）は元正受朝儀の如しとして、後者の儀注を載せている。長朝殿落成式の朝賀禮はその次第に準じて考えることができよう。實際、元正受朝儀の内容をみると、外國使の拜禮手順こそ説明を缺くものの、冒頭に行われる殿前班（宮禁警護隊）の拜禮手順には、李承休が長朝殿落成式の朝賀禮について高麗とは異なると記した内容と一致する部分があり、(63)百官の拜禮手順にも、「班首稍前三、歩、復位、拜興、拜興」のくだりを缺くが、これと類似する部分がある。(64)間接的ながら、かかる符合も雙方の儀禮内容が相通じるものであることを傍證しよう。

元正受朝儀では、殿前班の起居に續き、后妃・諸王・駙馬の朝賀が終了した後、百官・僧道・耆老・外國蕃客が入庭し、順次に獻賀することになっている。李承休は殿庭の班列において他の外國使を目睹しており、この時世子を含む高麗使一行は百官以下の集團とともに參列したことがわかる。換言すると帝室親族の班列ではなかったのである。百官・僧道・耆老との位置關係は不明だが、少なくとも班列の最後尾についた他の外國使に比べれば格上の待遇だったのであろう。

朝賀禮に續いて宴が催されたが、李承休はその模様を次のように記録している。

諸侍臣は戎服に改めて殿に上ったが、我が一行は改めるなとの敕があった。その賜座の位序については、西偏の第一列は皇太子、一位を隔て大王六名、二位を隔て我が令殿。後列は大王七名、二位を隔て我が侯邸。その後列は安董丞（アントン）相を筆頭に十名ほどの人員、二位を隔て我が一行の宰臣、次に諸官人ら。その後列の中ほどには我が一行の尚書・侍郎。その後列の中ほどには我が一行の參上・參外官。その後の各列については未だ詳細を得ない。最後列の末席は諸國の使佐。東偏は諸宮の公主二〇名ほどが各々侍女二・三名を率いて疎らに列をなして座る。さらに座のない者、すなわち宣使・奉御・秀才・令史の輩が前に立つ。それなのに殿内の廣々としたことよ。〔なおも〕餘地がある。侯學

士は「この殿は一萬人を收容できるが、今ここに宴に侍るのはわずかに七千人だけだ」という。皇太子が立ち上がり獻壽すると、堂上・堂下で笙と大鐘がいりまじって奏されること、繒山繡岳のごとくであり、伎樂が爭って呈され、舞う者と歌う者が長々と（？）續き、立派で盛んである。前列の六大王が相次いで獻壽する。申初になっておわった。[65]

元正受朝儀に準じて考えると、朝賀禮が終了した後の饗宴は、參加者が地位に應じて統一の色とデザインの宴服を着用するモンゴル特有の質孫（ジスン）宴だったはずである。とすれば、宴の列席者が着替えた「戎服」とはこの質孫宴服をさすのであろう。一般に戎服とは軍衣のことであるが、李承休の目に質孫宴服がそのように映じたのであろうか。あるいは戎（えびす）の服、すなわちモンゴル服の謂かもしれない。いずれにせよ、高麗使は質孫宴服の着用を免じられたわけである。

皇太子・大王による獻壽、奏樂と伎藝、參席者の規模なども興味深いが、李承休が特に留意したのは座席配置である。西側（皇帝の右手）に皇太子以下の男性、東側（皇帝の左手）に女性がつき、地位により列が段階的にわかれるという『賓王錄』の記述は、『東方見聞錄』が元の宮中饗宴を描寫するところとも對應する［マルコ・ポーロ一九七〇、二二〇～一頁］。また『賓王錄』の記載からは、同じ列内でも一人ないし二人分の間隔をとって着席する場合があったこともわかる。

本稿では高麗王族の座次に注目したい。二名の高麗王子は皇太子以下のモンゴル大王とともにそれぞれ第一列、第二列についた。同じ列で彼らの後に坐した者は記されないので（高麗の宰臣の場合は元の官人が後に續くと明記）、各列の末座だったのであろう。着座順位は世子が第八位、順安公が第一六位となる。前述のごとく朝賀禮において高麗の王子たちは他の外國使以上、帝室親族未滿の待遇をうけた。しかし質孫宴では、他の外國使が依然として最末座につくのに對し、座席間隔の設定にある種の區別意識が窺えるとはいえ、彼らはモンゴル皇族と同列に配されたのである。前にも觸れたが、かつて筆者は、一二七四年に高麗王家に對するモンゴル公主の降嫁がはじまり、一二八一年に高麗王と駙馬という二つの地位を合わせた駙馬高麗國王という稱號が成立するに及び、當初元にとって「外國之主」にすぎなかった高麗王はモンゴル王侯の一員としての地位（高麗王位下）を獲得したと述べた［森平一九九八a］。そしてかかる變化の證として、その後の元廷

での宴席において忠烈王がモンゴル諸王・駙馬と同列に着座した事例を擧げた［同二四頁］。しかし婚約こそ前々年に成立していたものの［cf. 森平一九九八a、九～一八頁］、實際の通婚がはじまっていない一二七三年の段階で、高麗の王子が宴席でモンゴル王侯に準じて扱われるケースがあったのである。(66) 李承休によれば萬壽山での皇帝進賀の際もそうであったし、一切の制が長朝殿落成式に同じという賀聖節禮の際にもそうだった可能性が高い。以上は宮中饗宴に限った出來事だが、一二七四～八一年における高麗王の地位變化とは、必ずしも、全く新たな事態だったわけではないのかもしれない。

しかし畫期としてのかかる曖昧さは、一二八一年以降、今度は逆の方向に表れてもいる。例えば『高麗史』卷三六・忠惠王世家・忠肅王一七（一三三〇）年四月甲午には、モンゴル公主を娶ったばかりの世子禎（忠惠王。在位一三三〇～二・一三三九～四四）が元廷の宴席に赴いた際、諸王・駙馬の「序座」につくよう命じられたことが記されている。これを婚姻に伴う禎の待遇變化をいうものとみてよければ、逆に自らが公主を娶る以前は、駙馬高麗王の世繼ぎといえども、モンゴル王侯の一員として遇されるとは限らなかったことになろう。また一二九五年、高麗の賀聖節使金之淑は、元廷において、先に庭實（獻上品の披露）を行った交趾國（ベトナム）の使節と進賀の順を爭い、成宗テムルは之淑の主張を認めて彼に「諸侯王」と同列の「坐」を賜ったという。(67) これは高麗使が結果的にモンゴル王侯の格式にかかるものとして遇されたことを表す事例だが、同時に、當初はそれがかなわなかった（ベトナム使以下の扱い）事實も示している。さらに同じ頃、江南を訪れた高麗王の交易使節に對し、元側の有司が「海外不臣之國」並みに一〇分の三の商稅を課徵しようとしたともいう。(68) この時は江浙行省右丞史燿の主張により稅率が三〇分の一に輕減され、帝室の「副車」（駙馬）たる高麗王の立場が擁護されたが、現場の判斷次第では「不臣」の外國と同列に扱われるところだったのである。

一二七四～八一年に高麗王がモンゴル王侯に準ずる地位を固めたことは基本的に間違いない［cf. 森平一九九八b］。しかし上記のような搖らぎの存在をふまえて、その畫期性を改めて評價する必要があるだろう。

④聖節の進賀（一三葉裏～一四葉表）

八月二八日、長朝殿で聖節の賀禮が行われた。前述のごとくその禮式は長朝殿の落成式と同じだったという。高麗本國からは奉表使として上將軍金哲、書狀官として兼直史館李仁挺が來朝したというが、この時の正使の名は『高麗史』巻二七・元宗世家・一四年七月庚子には「金侁」、『元史』巻八・世祖本紀・至元一〇年八月丁丑には「金詵」と表されている。後二者が同音異字表記とみられるのに對し、『賓王錄』の用字は大きく異なっている。

⑤皇太子との對面（一四葉裏～一五葉表）

八月二九日、賀進使一行は皇太子チンキムに謁見した。李承休によると、

皇太子は連日宴に侍っていたため外に出られず、この月の二十九日に至って、大都城の西、鎮國寺（あるいは「大都城西鎮國寺」）の北、高梁河の荒野において氈幕に坐し、賀を受けた。(69)

という。この書きぶりから、高麗使と皇太子の對面が定例であったかのごとき印象もうけるが、少なくとも王族が正使である場合などはそうだったのであろうか。ここにみえる鎮國寺（西鎮國寺）とは、元朝佛教界の最高權威としてチベット佛僧が任じられた帝師が、初代パクパ以來燕京の居所とした大護國仁王寺のことで、一二七〇～四年に大都西郊の高梁河畔に建立された［中村一九九三］。一二七三年の八月末、建設中の同寺の北にチンキムの幕營が置かれていたのである。

當時は大都皇城内の皇太子宮（後の隆福宮）が未完成だった。しかし杉山正明［二〇〇四、一四二～六頁］は、大都城建設以前、クビライは中都城内や萬壽山の宮殿に居住せず、麾下のモンゴル牧民を率いて太液池周邊を冬營地にしたと推定し、太液池を圍い込み大都城を築いてからも、元朝皇帝は幕營生活を續け、城内にはあまり入らなかったと指摘している。とすればチンキムが大都城西郊に幕營をおいたのは、皇太子宮完成までの假宮としてではなく、それが本來の生活形態だったからではなかろうか。チンキムは宴會續きのため外に出られなかったという李承休の表現も、當時の宮殿が儀禮空間であって常の居所ではなかったという杉山の指摘を傍證する。

チンキムとの對面は以下のように行われた。姜・任兩宣使の引率で幕營に赴くと、ほどなく世子諶も到着した。姜宣使が幕内に入り、皇太子の指示を傳えて世子を先に入らせる。しばらくして姜宣使が再び現れ、本國の禮により拜禮せよと傳える。そこで一行は公服姿で幕外に並び立ち、員外郎廉承益の號令で拜禮する。おわると任宣使が順安侯を幕内に導きいれる。世子・順安侯・宋松禮が幕内に坐し、他の官屬は幕外に坐して宴を賜った。

⑥中書省での宴（一五葉表～同裏）

九月一日、中書省から姜宣使を通じて指示が下され（紙面破損のため内容不明）、翌日一行は中書省に赴いた。公服を着用したらしい。迎えたのは斷事官賽□・省郎□羅・大學士侯・宣使高らで（□は判讀不能字）、東偏に立って順安侯に挨拶し、侯を西偏に座らせ、また僚屬をその後列に坐らせ、自分たちは東偏に座った。座が定まると、賽斷事官が、丞相たちは機務のため缺席するので、自分たちが一獻奉る次第であると述べた。百般の伎樂が繰り廣げられ、三爵の後、食事の盛りつけを改めること三度、日暮に至っておわった。

一二六一年に高麗世子が入朝（ただし上都）した際は、クビライの命により到着の翌日に中書省が宴を設けている。[70] 中書省の宴も、少なくとも王族を正使とするような場合は定例的に行われたのであろうか。ちなみに一二六一年には、右丞相史天澤・左丞相忽魯不花・平章王文統以下の省幹部が居並び、高麗使側に筆談形式で、兵權の所在、南宋との關係といった政治問題から、『古文尚書』の存否といったことまで、高麗の國情について多様な質問を投げかけている。

七　高麗使がさしだす書狀

正使の順安侯は元朝要人との會見ごとに書狀をもって謝辭や慶賀を述べた。クビライに最初に謁見した翌日には謝表を奉った（一〇葉表～一一葉表）。長朝殿落成式の際は翌日が聖節のため奉表できなかったらしく、翌々日に行っている（一三葉表～同裏）。また聖節の當日には私表を奉って慶賀し（一四葉表～同裏）、歸國前にも衣服の下賜に對し謝表を奉った（一

七葉表～同裏）。皇后には接見時に牋を奉り（前述）、中書省には宴の翌日に啓をもって謝辭を述べた（一五葉裏～一六葉表）。皇后への牋は内容不明だが、少なくとも他は李承休の起草にかかる。使節によるこの種の賀狀・禮狀等のまめな獻奉は、史料Bに記される往時の遣中國使の慣例を踏襲するものといえる。

このうち最初の謝表は宣徽院使甫羅達によりクビライに「傳譯」された。これに對し皇帝は「事の次第はよくわかったが漢文の格式はどうか（事甚具悉、漢文格式如何）」と下問し、令史が「文章形式は整っています（文格稱爾）」と答えたという。このことは姜守衡により「盛事」として賀進使側に報じられ、その後「華人」が李承休のもとを訪れて表文の草稿閲覽を求めたという（以上、二葉裏）。その後の表文についても、中書省の「郎吏」が稱贊したことを侯友賢から慶賀されている。これについて宰相宋松禮は「文章が中華の國を感じさせるとは貴殿のことである（文章感中華國者、子之謂矣）」と承休を稱え、歸國後には國王が草稿の親覽に及んでいる（以上、二葉裏～三葉表）。

高麗官人が漢詩文の才を發揮して中國側に對し面目を施したとのエピソードは、宋を中心に遼や金との交渉のなかでも散見される。中華の文化的價値觀のもとでその文物の體得ぶりが注目される對中國交渉において、使節には王朝の威信・體面にも關わる〈文化使節〉としての側面があるため［cf. 古畑一九九五］、前述のごとく從來高麗から派遣される書狀官には漢文の才が問われたのである。このことに高麗人が強い關心を寄せる點は一二七三年の對元交渉でも同じであり、國王や宰相に至るまでなかなかの熱の入れようである。これに對し、元側で高麗使の文才評價に直接關係したのは令史や中書省の郎官であった。彼らは侯友賢や表の草稿閲覽者のように漢人であるか、少なくとも漢文化人だったであろうが、屬僚・吏員クラスに止まる。またクビライの發問は、内容がモンゴル語で傳えられた表文について漢文原文の體裁を簡單に確認しただけであり、その文藝的巧拙に自ら言及したわけでも、これに突っ込んだ關心を示したわけでもなさそうである。少なくとも、宋の皇帝が高麗の表文を「雅麗」と稱え（『高麗史』卷九七・金富佾傳）、その使節と詩を唱和したようなケース（同卷九五・李子淵傳附 李資諒傳）とは、いささか趣を異にする部分である。

もっとも高麗使の文才が相手國要人クラスの賞贊對象となるのは、元以前でも特別なケースである。偶然かもしれない上の一事をもって當時の元朝首腦が中國の古典文藝に全く無關心だったなどとは斷じ得ない。むしろ近年では漢文化に對する元の保護奬勵ぶりが注目されてもいる。ただモンゴル語を中心に多言語が用いられ、かつ實務が重んじられた元の政界において、美文漢文を操る能力が重視される場面やその度合いが、より限定的・相對的なものになった部分は否定できまい。史料Bが述べるように、少なくとも高麗の對元交渉では、實務の比重が增すにつれて繁文縟禮が省かれ、ついには聘使の書狀官までが必ずしも文才を問われなくなったというのである。

元の〈漢化〉を稱贊する高麗知識人にとって、元は中華の繼承者、少なくともそうあるべき王朝だったであろう。李承休は『帝王韻紀』で元朝皇帝を中國帝王の正系に位置づけている。彼らの欲求は高麗王への册封、頒曆、朝儀、後には科擧といった中國傳統の諸制の導入によって形式上それなりにかなえられた。高麗が定例的に遣わす種々の聘使も、彼らの目に傳統的な華夷秩序の形式に基づく遣中國使の繼承と映じて不思議ではない。しかし中華の文化的價値觀のもとで本來これを精神的に裏づけていた〈文化使節〉としての色彩は、やがて後退した可能性があるのである。

八　おわりに

九月七日、賀進使一行には聖旨を奉じた中書省より賜衣がなされたようだが、あわせて歸國命令が下された。傳令役の二人の郎舍を開筵慰勞し、その後、侯學士・姜宣使・任宣使・婁總管と小宴を設けた。翌日順安侯は賜衣に對する謝表を侯學士に託して宿所を發つ。下命後直ちに出立したことからすれば、日どりは前もって決められていたのであろう。薊門（原文は蘇門だが、かかる門名等は確認されない）の東郊に世子諶が郊送の席を用意しており、[71] 侯學士・姜宣使・任宣使・婁總管らを交えて送別の宴が催され、ついに一行は歸國の途についた（以上、一六葉表～一八葉表）。

本稿では李承休の『賓王錄』に依據して一二七三年の遣元高麗使の足取りをたどってきた。雜駁な行論に流れたが、

『賓王録』の旅程記録を整理して使節交渉の具體例を明らかにし、問題の所在を指摘するという所期の目的は、ひとまず果たされたと考える。とりわけ宮廷儀禮における高麗王族の配置をめぐる問題は、兩國關係の性格を考えるうえで重要な指標となるだろう。また副次的に元初の燕京・モンゴル宮廷についても興味深い知見を得ることができた。

李承休が關係した賀進使は、高麗側にとって從來中國に派遣してきたタイプの聘使だったと考えられる。記録者が「文儒」であることに伴う觀察の偏りや、それでもなお浮かび上がるモンゴル國家特有の狀況を考慮する必要もあるが、そもそも中國風の立后・立太子を慶賀する使節であり、館伴に儒敎知識人を充て、出來たての中國式宮殿を披露し、中國式の儀制をもって應對するなど、元側にとっても當時盛んに進められていた〈漢化〉政策と照應する部分が——少なくとも〈漢化〉を推進する層からみれば——大きかったかもしれない。かかる遣使はその後も事元期を通じて行われるが、しかし一二七〇年代以降、兩國の關係が深まり、繁文縟禮を省いた實務的な遣使がふえるなか、このような聘使においても、やがて中華の文化的價値觀に立脚した〈文化使節〉的性格が後退していった疑いがある。高麗—元關係について指摘される、中國傳統の華夷秩序の踏襲という側面が、ある種形骸化した部分を含む可能性に注意したい。一二七三年の賀進使は、對元使節交渉のかかる轉換期にあって、なお舊來の在り方に近かったわけだが、あくまで一例である。細部にわたる內容の一般性と特殊性をいかに判斷するかが問題である。

一方、實務的な交渉のプロセスはどのようなものだったであろうか。とりわけ、その重要な擔い手に、中國古典の敎養を有する知識人官僚とは異なる、モンゴル語や漢語會話に長けた譯語關係者や、王妃となるモンゴル公主に從って高麗入りした非漢人の怯恰口（ゲレン・コウ）（家の子）出身者を含む點が注意される。また高麗使が上都や皇帝の行在に入朝する際の段取り、さらには高麗における元使の迎接についても檢討を要するが、これらもすべて今後の課題とする。

參考文獻

池内宏　一九三一　『元寇の新研究』東洋文庫

カルピニ・ルブルク（護雅夫譯）　一九八九　『中央アジア・蒙古旅行記――遊牧民族の實情の記錄』光風社

杉山正明　二〇〇四　「クビライと大都――モンゴル型「首都圈」と世界帝都」同著『モンゴル帝國と大元ウルス』京都大學學術出版會、一二八～六七頁

陳高華（佐竹靖彦譯）　一九八四　『元の大都――マルコ・ポーロ時代の北京』中央公論社

中村淳　一九九三　「元代法旨に見える歴代帝師の居所――大都の花園大寺と大護國仁王寺」『待兼山論叢』二七（史學編）、五七～八二頁

福田美穂　二〇〇四　「元大都の皇城に見る「モンゴル」的要素の發現」『佛教美術』二七二、三四～六七頁

古畑徹　一九九五　「渤海使の文化使節的側面の再檢討――渤海後期の中華意識・對日意識と關連させて」『東北大學東洋史論集』六、二一九～三七頁

マルコ・ポーロ（愛宕松男譯）　一九七〇　『東方見聞錄（1）』平凡社

宮紀子　二〇〇一　「程復心『四書章圖』出版始末攷――大元ウルス治下における江南文人の保擧」『内陸アジア言語の研究』XVI、七～一二二頁

森平雅彦　一九九八a　「駙馬高麗國王の成立――元朝における高麗王の地位についての豫備的考察」『東洋學報』七九―四、一～三一頁

森平雅彦　一九九八b　「高麗王位下の基礎的考察――大元ウルスの一分權勢力としての高麗王家」『朝鮮史研究會論文集』三六、五～八七頁

森平雅彦　二〇〇四　「高麗における元の站赤――ルートの比定を中心に」『史淵』一四一、七九～一一六頁

山本隆義　一九五五　「元代に於ける翰林學士院について」『東方學』一一、一～一九頁

渡邊健哉　一九九九　「元代の大都南城について」『集刊東洋學』八二、一〇三～二二頁

金龍善（編）　一九九七　『改訂版高麗墓誌銘集成』翰林大學校出版部

陳學霖　二〇〇一　「張昱〈輦下曲〉與元大都史料」蕭啓慶主編『蒙元的歴史與文化――蒙元史學術檢討會論文集（上冊）』學生書局、六九～一〇八頁

寛城縣志編纂委員會（編）　一九九〇　『寛城縣志』河北人民出版社

于杰・于光度　一九八九　『金中都』北京出版社
張帆　一九八八　「元代翰林國史院與漢族儒士」『北京大學學報（哲學社會科學版）』一九八八―五、七五～八三頁
張帆　一九九七　『元代宰相制度研究』北京大學出版社

【附記】　本稿作成にあたり大都城をめぐる諸問題について渡邊健哉氏より多くの教示を得た。記して感謝する。

註

（1）　大元という國號の成立は一二七一（元宗一二／至元八）年のことだが、本稿では便宜上クビライ（世祖）政權が發足した時點（一二六〇年）より元と指稱する。

（2）　『動安居士文集』「動安居士行錄」卷一・病課詩幷序。

（3）　『高麗史』卷二九・忠烈王世家・六（一二八〇）年三月乙卯。『高麗史節要』（以下『節要』と略稱）卷二〇・忠烈王六年三月。

（4）　『高麗史』卷一〇六・李承休傳附　李衍宗傳。

（5）　「帝王韻記・動安居士集の解說」（『帝王韻記・動安居士文集（朝鮮古典刊行會叢刊第一）』朝鮮古典刊行會、一九三九年）、參照。

（6）　韓國で刊行された『高麗名賢集（一）』（成均館大學校大東文化研究院、一九七三年）、『帝王韻記・動安居士文集』（亞細亞文化社、一九七七年）、『標點影印韓國文集叢刊（二）』（民族文化推進會、一九九〇年）、『韓國歷代文集叢書（三一）』（景仁文化社、一九九三年）にも影印が收められる。

（7）　林基中編『燕行錄全集』全百册（東國大學校出版部、二〇〇一年）は『賓王錄』を第一册の卷頭に收める。

（8）　『高麗史』卷二五・元宗世家・元年四月辛酉、八月壬子。『節要』卷一八・元宗元年四月、八月。『元高麗紀事』中統元年四月二日、六月。

（9）　王惲『中堂事記』中統二年三月一五日丙子（『秋澗先生大全文集』卷八〇）。

（10）　李奎報「送晉卿丞相書」二件（『東國李相國文集』卷二八／『東文選』卷六一）。金敞「與中山・稱海兩官人書」（『東文選』卷六一）。金坵「與張學士書」（『止浦集』卷三／『東文選』卷六二）。晉卿は耶律楚材の字。太宗オゴデイ期の筆頭書記稱海（チンカイ）と列記される中山とは、楚材とともに書記の一人だった粘合重山のことであろう。張學士について、一二六〇年頃に書かれた上の書狀では、その業績を叔孫通が漢の朝儀を整え儒教を興したことに準えている。元初の政府中樞にあってクビライの儒教觀に影響を與えた者として張文謙なども想起されるが詳細は不明。

（11）　ただし明らかな例外として、一二六八年に元の丞相安童は高麗に書を送って藥を求め（『高麗史』卷二六・元宗世

家・九年一一月丁卯）、同じ頃高麗も元の翰林學士承旨王鶚に書を認めて備兵造船命令の不可を訴えている（金坵「又與王學士書」（『止浦集』巻三／『東文選』巻六二））。

（12）原文。〝至元十年癸酉春三月、上國册立皇后・皇大子、而普告天下。上命愛子順安侯某、爲賀進使。其從行官屬、則知樞密院事・御史大夫・上將軍宋公松禮、尙書左丞李汾成、精勇將軍鄭仁卿、內侍・戶部員外廉承益、內侍・保勝別將金義光、譯語・行首郎將金富允、指諭別將趙瑊、精勇散員池瑄、伴行使、上朝千戶・中郎將金甫成、皆朝廷之選也。至於內廂・給事、莫不精掄而委之〟。

（13）『元史』巻八・世祖本紀・至元一〇年三月丙寅、辛未。

（14）『高麗史』巻二七・元宗世家・一四年五月壬申。『節要』は誤って同じ記事を四月にかける（巻一九）。

（15）本賀進使の遣使・來朝に關する記事（註（34）・（39）所掲史料、及び『節要』巻一九・元宗一四年閏六月）には順安侯と彼の名だけがあがり、後述のように元でも正使に次ぐ待遇をうけている。

（16）『高麗史』巻一二三・李汾禧傳附 李榴傳、及び廉承益傳、參照。

（17）鄭仁卿については『高麗史』巻一〇七・鄭仁卿傳、及び「鄭仁卿墓誌銘」［金龍善一九九七、四二三～五頁］、參照。池瑄については『賓王錄』一九葉表に「譯語・別將池瑄」と記される。

（18）『高麗史』巻一二三・李之氏傳に金義光の履歴記事がある。

（19）『高麗史』巻一二八・忠烈王世家・四（一二七八）年九月辛丑。同巻二九・忠烈王世家・九年三月己未。同巻三〇・忠烈王世家・一六年八月癸酉。

（20）廉承益・鄭仁卿・趙瑊・金義光については註（16）～（19）所掲の關係史料、金富允については『高麗史』巻一〇七・金富允傳を參照。池瑄については『高麗史』巻三〇・忠烈王世家・一八（一二九二）年三月癸卯に西京留守任命記事がある。

（21）原文。〝其書狀官、則兩府點望、而上輒敕改望者至三。諸相令都堂執事閔萱奏曰、參外文儒之有才望者、皆已擧盡。唯前式目錄事李承休、以身無官守、不敢望爾。上曰、但以才擧。何關職散。於是諸相欣然承命、卽便奏下、以國銜表牋狀等・盤纏・什物委予〟。

（22）崔瀣『拙藁千百』巻二・送鄭仲孚書狀官序にみえる元統二（一三三四）年の元への賀聖節使では、王が自ら正使などのスタッフを選び、書狀官については正使に推薦させたという。また李穡は、元の會試（科擧二次試驗）受驗にあわせて謝恩使の書狀官に任じられた（註（23）所掲史料參照）。

（23）李穡『牧隱詩藁』巻二「歲戊子、陪李政丞淩幹・李密直公秀、進賀天壽聖節、今以會試之故、得爲書狀、奉謝恩表、馳馹赴都、東八站上、因懷二公、吟成短章」。

（24）内廂については『高麗史』巻六八・禮志・兵馬使及軍官拜坐儀、同巻一〇二・金之岱傳、同巻一〇三・金就礪傳の記載から、軍隊組織であり、金就礪・趙冲などの元帥や兵

馬使の麾下にあったことがわかる。日本遠征の指揮官として著名な金方慶について、麾下の將士が內廂と號して日々その門を警護したということからすれば（『高麗史』巻一〇四・金方慶傳）、最上級軍司令官の護衛だったのであろう。なお高麗末禑王代の史料には地方における內廂の存在が確認されるが未詳。

（25）『高麗史』巻二・光宗世家・二三（九七二）年是歲。

（26）『高麗史』巻一一・肅宗世家・六（一一〇一）年二月壬辰など。

（27）『高麗史』巻三・成宗世家・一一（九九二）年六月甲子。『節要』巻二・成宗一一年六月。

（28）「李軾墓誌銘」［金龍善一九九七、一四九～五〇頁］。

（29）世子諶の隨員について『高麗史』巻二七・元宗世家・一二（一二七一）年六月己亥では、「衣冠胤冑」二〇名及び「衙內職員」一〇〇名と記すが、『元高麗紀事』至元八（一二七一）年六月と『元史』巻二〇八・高麗傳・至元八年六月では「衣冠胤冑」を二八名とする。

（30）昊天寺見物の同道者として「尙書宋份」「郎將尹福均」も擧がるが、世子の從臣である可能性があるので、賀進使の顏ぶれを說明した際には觸れなかった。特に「尙書宋份」は世子に隨從する尙書右丞宋玢かとも疑われるが（註（29）所揭史料參照）、尙書右丞が「尙書」と略稱されたとの確證が得られないので、結論はしばらくおく。なお、もしこの考え方が成り立つ場合、前に觸れた賀進使一行の「尙書」の李某も「尙書左丞」李汾成のことである公算が大きくなる。

（31）燕京での遊覽に王子が同行したならば、「侯邸（順安侯）に陪って濾江石橋に遊ぶ」（九葉表）のごとく、李承休ら一般官員がこれに陪從したという形で表されるはずである。しかしここでは單に「昊天寺に遊ぶ」（一五葉表）と記すにすぎない。李承休ら「二百許人」が寺の九層木塔に登ろうと殺到したため三層目でつかえてしまったというぐらいであるから、氣輕な物見遊山だったのであろう。

（32）原文。〝每遣人使、必自愼簡官屬、其帶行或至三五百人、少亦不下於一百。使始至中國、遣朝官接之境上。所經州府、輒以天子之命致禮餼、至郊亭又迎勞。到館撫問、除日支豐腆。自參至辭、錫讌內殿、設食禮賓、御札特賜茶香・酒杲・衣襲・器玩・鞍馬・禮物、便蕃不絕、而隨事皆以表若狀稱陪臣伸謝。而其私覿、宰執又多啓箚往復。故書記之任、非通才號難能。中古國相、若朴寅亮・金富軾輩、皆嘗經此任、而爲中國所稱道者。自臣附皇元以來、以舅甥之好、視同一家、事敦情實、禮省節文、苟有奏稟、一个乘傳直達帝所、歲無虛月。故使不復擇人。恩至渥也。獨於年節、例以表賀、而有貢獻、故國卿充其使副、而粗如舊貫焉。書記之名亦苟存、其而翰墨無所責也。是以邇年僥倖無恥者、往往冒利、而爭爲之。故行人將校、至不以淸望待之。噫書記之任、雖無時用、而其名猶在。豈若人所妾處、而若輩所輕視哉〟。

（33）『節要』巻二〇・忠烈王四年一二月。〝速魯哥以金方慶・許珙還。公主使人言曰、王旣入朝、國家空虛、方慶・

珙、有帝命則可與去、否則不可。速魯哥欲還之、金甫成不聽。甫成、本北界人也。自其父叛入遼陽、爲茶丘腹心。與汾禧・楷甚厚、聞其死、從速魯哥以來。凡所以詰我者、皆其謀也〟。なお『高麗史』巻一二三・李汾禧傳には如上の文面をやや縮約した形で載せる。

(34) 『高麗史』巻二七・元宗世家でも、同日である一四年閏六月己未に「遣順安侯悰・同知樞密院事宋松禮、如元賀冊封」と掲げている。

(35) 『高麗史』巻五八・地理志・西海道・平州。『新增東國輿地勝覽』巻四一・黃海道・平山都護府・山川・猪灘。大同江や鴨綠江をさす浿江・浿水とはもとより別である。

(36) 『高麗史』巻八二・兵志・站驛・金郊道。

(37) 『析津志輯佚』(中華書局、一九八三年) 大都東西館馬步站・天下站名、一二三頁。

(38) 『金史』巻二四・地理志・北京路・大定府。『元史』巻五九・地理志・遼陽等處行中書省・大寧路。『元一統志』(趙萬里校輯、中華書局、一九六六年) 巻二・遼陽等處行中書省・大寧路。

(39) 『元史』巻八・世祖本紀では至元一〇年七月戊申(二九日)にこの賀進使の來朝記事を掲げる。誤りでないとすれば、この日に高麗使の來訪が元廷に先觸れされたのであろうか。

(40) 『析津志輯佚』大都東西館馬步站・天下站名、一二二～四頁。『經世大典』站赤の各省站名記事(『永樂大典』巻一九四二二)とは若干異同もあるが、ルート自體に大きな違いはないとみられる。

(41) 具體的な位置は民國一七年全國陸軍測繪總局作製五萬分の一地形圖「寬城」(『中國大陸五萬分の一地圖集成Ⅲ』科學出版社、一九八八年) 參照。

(42) ただし東京から瀋州へは「斜路」を通ったという(四葉裏)。曲がりくねった閒道のことだろうか。

(43) 『元史』巻八・世祖本紀では至元一〇年九月丙午(二七日)に「車駕至自上都」としており、八月末における高麗使とクビライの接觸に關する『賓王錄』の記載は全て否定されるかにもみえる。しかし『賓王錄』の記述全體の具體性と整合性からみて、旅行記總體を虛妄の說に貶める大がかりな捏造や誤謬の跡はみとめがたい。『元史』の記載が意味するところはともかくとして、八月末の燕京にクビライがいたことは閒違いない。

(44) 『析津志輯佚』朝堂公宇、八頁。

(45) 『高麗史』巻二五・元宗世家・元年二月乙丑。

(46) 原文。〝初國人雖學蒙古語、未有善敷對者、我使如京、必令大寧摠管康守衡引入奏。仁規嘗獻畫金礎器、世祖問曰、畫金欲其固耶。對曰、但施彩耳。曰、其金可復用耶。對曰、礎器易破、金亦隨毀。寧可復用。世祖善其對、命自今礎器毋畫金勿進獻。又曰、高麗人解國語如此、何必使守衡譯之〟。

(47) 趙仁規は元宗代初めまでにモンゴル語を習得したようだが、記錄上彼が最初に對元交涉の現場に關わるのは、己巳(一二六九)年に潛邸期の忠烈王に從って入元した際であ

る（『稼亭集』巻三・趙貞肅公祀堂記。「趙仁規墓誌銘」［金龍善一九九七、六二九～三二頁］）。一二七三年當時、彼がすでに譯語としてのキャリアを積みはじめていたことは閒違いなかろう。

（48）『中堂事記』中統二年六月一〇日庚子（『秋澗先生大全文集』巻八二）。

（49）例えば徐世隆は、「今四海は一家となり萬國が會同するので、朝廷の禮が肅かでないわけにはいかない。宜しく百官朝會の儀を定めるべきである」と奏し（『元史』巻一六〇・徐世隆傳／蘇天爵『國朝名臣事略』巻一二・太常徐公）、王磐は朝賀の秩序なき様が「外國に笑いを貽すであろうことを慮り、朝儀を立てるよう奏請した」（陶宗儀『輟耕錄』巻一・朝儀）。魏初も宮中饗宴の様を批判し、「外に高麗・安南が有り、使者が入貢して中國の儀を觀るので君臣の「尊卑の禮」を正すよう上疏し（『元史』巻一六四・魏初傳。cf. 魏初『青崖集』巻四・奏議・至元八年四月二四日）、王惲は朝儀が「萬國に儀を表し百官を肅正」するとした（王惲『烏臺筆補』爲百官賀正未見私先相賀狀（『秋澗先生大全文集』巻八五））。

（50）かかる心情が窺われる一例として註（10）所掲の金坵「與張學士書」には、今や元は「偃武修文之際」であり、張學士の功績は漢の朝儀を定め儒教を興した叔孫通を超えるという贊辭がみえる。

（51）山本一九五五、八三～五頁。張一九八八、七五～七頁。宮二〇〇一、八五～九頁。

（52）原文。〝命禮部領會同館。初外國使至、常令翰林院主之、至是改正〟。

（53）『元史』巻八五・百官志・禮部・會同館。

（54）『元史』巻七・世祖本紀・至元九年一〇月癸卯。『元史』巻八五・百官志・禮部・會同館に至元一三年設置とするのは、中華書局標點本［二一五四頁］の校勘どおり誤謬であろう。

（55）『元史』巻八・世祖本紀・至元一〇年九月壬寅。

（56）『元史』巻一一・世祖本紀・至元一八年一〇月壬子。

（57）『元史』巻一一・世祖本紀・至元一七年一一月己亥。

（58）『烏臺筆補』請立四方館事狀（『秋澗先生大全文集』巻八九）。この狀文中に交趾國（ベトナム）使の黎仲陀と丁拱垣が「近日」來朝したと記されるが、彼らの入元は黎崱『安南史略』巻一四・歷代遣使・陳氏遣使の至元庚午（一二七〇）年條に確認される。

（59）嚴光大『祈請使行程記』德祐丙子（一二七六）閏三月一〇日（劉一清『錢塘遺事』巻九）。

（60）玉殿については、『元史』巻六・世祖本紀・至元四（一二六七）年九月壬辰に「玉殿を廣寒殿中に作る」とある。

（61）陳高華一九八四、八六頁。陳學霖二〇〇一、八一頁。福田二〇〇四、五三頁。長朝殿が大明殿であることについて、陳高華と陳學霖は根據を示さず、福田は長朝殿での皇帝の宴に高麗王族が列席したという『高麗史』の記事や、字義から推定するに止まる。しかし『賓王錄』の記錄はさらなる傍證となる。すなわち①長朝殿の位置は「萬壽山の東」

（一一葉裏）であり、宮城内と判斷される。②後述する『元史』所載の儀注に大明殿で擧行と規定される賀聖節禮が長朝殿で行われている（一四葉表）。③今から述べるように、その落成式には諸王・百官から外國使までが參集しており、大明殿が大規模な重要儀禮の會場であることに符合する。④一萬人を收容できる大殿であるという點も（一三葉表）、『東方見聞錄』に六千人收容可と記される大明殿の規模に重なる［マルコ・ポーロ一九七〇、二〇一頁］。

（62）原文。〝其幢幡旌傘、一切儀仗、翻空蔽日、眩奪人目。自諸大王・諸大官人以至百寮、黎明而會、莫不朝衣穿執、而雲委于中庭。有閣門使、各以其序引進拜位。……既引立、已令館伴侯學士・姜宣使引我令殿幷侯邸及官屬、列立於班心之下。其餘諸國來朝之使、從其所服、而俾立於最後行尾。俄而皇帝出自便殿、就于殿上、與皇后升寶座、而受賀。其禮數、與我本朝大同小異。所謂異者、閣門喝、鞠躬、拜興、拜興、班首稍前三歩、復位、拜興、拜興、平身、搢笏、鞠躬、三舞踏、跪左膝、三扣頭、山呼、山呼、再山……（判讀不能）……也。既禮畢、皆立不動、其閣……（判讀不能）……傳於侯邸曰、行卿本國禮……（判讀不能）……郎廉承益通喝而行焉〟。

（63）該當部分を摘記する。〝……通贊贊曰鞠躬、曰拜、曰興、曰拜、曰興、曰都點檢稍前、宣贊報曰聖躬萬福、通贊曰復位、曰拜、曰興、曰拜、曰興、曰平身、曰搢笏、曰鞠躬、曰三舞踏、曰跪左膝三叩頭、曰山呼、曰山呼、曰再山呼……〟。

（64）該當部分を摘記する。〝……通贊贊曰鞠躬、曰拜、曰興、曰拜、曰興、曰平身、曰搢笏、曰鞠躬、曰三舞踏、曰跪左膝三叩頭、曰山呼、曰山呼、曰再山呼……〟。

（65）原文。〝諸侍臣改以戎服上殿、而敕我一行不改者。其賜座位序、則西偏第一行、皇大子、隔一位大王六、隔二位我令殿。後行、大王七、隔二位我侯邸。後行、安董丞相爲首十許員、隔二位我行宰臣、次諸官人等。後行之腰、我行尙書・侍郎。後行之腰、我行參上・參外官。後後行行、未得詳。最後行末座、諸國使佐。東偏、則諸宮公主二十名許、各率侍女二三、疎幷而坐。更無坐者、其宣使・奉御・秀才・令史輩、列立於前。而殿內恢恢乎。有餘地。侯學士曰、此殿可容一萬人、今此侍宴、僅七千人耳。皇大子起獻壽、而堂上・堂下、笙鏞閒奏、繪山繡岳、伎樂爭呈、舞者歌者、絁如繹如、而師師焉、濟濟焉。前行六大王、相次獻壽。申初而罷〟。

（66）これ以前でも、兩國講和の際には大元中の世子が「藩王の禮」をもって遇され（『高麗史』卷二五・元宗世家・元（一二六〇）年三月丁亥）、また元が武臣林氏政權に壓力を加えてこれを崩壞に導いた際には、正式な婚約前であるにも關わらず、元宗が「駙馬大王の父」として元使に上座を勸められた（元宗はこれを謝絕）という例がある（『高麗史』卷二六・元宗世家・一〇（一二六九）年一一月癸亥）。ただし高麗王家に對する優待の背景として、この時兩國の間には深刻な政治的緊張の存したことが、一二七三年とは大きく狀況が異なる點である。

(67) 『高麗史』巻一〇八・金之淑傳。『節要』巻二一・忠烈王二一年七月。

(68) 姚燧『牧庵集』巻一六・榮祿大夫福建等處行中書省平章政事大司農史公神道碑。

(69) 原文。〝皇大(ママ)子、以連日侍宴、不得出外、至是月二十九日、乃於大都城西鎮國寺北高梁之墟、坐氈幕受賀〟。

(70) 『中堂事記』中統二年六月一一日辛丑(『秋澗先生大全文集』巻八二)。

(71) 薊門は燕京の著名な古跡だが、中都城内にあるため郊送の場を表示するにはやや不自然である。中都城ないし大都城の城門を象徴的にこう呼んでいるのかもしれない。

Han Dynasty, just as the establishment of the Xiyuanjun 西園軍 as a powerful central military was used to put pressure on outlying regions, and second, it was established as a institution to foster new bureaucrats to replace those Confucian bureaucrats and students of the National Academy who had been critical of the Emperor and who had withdraw from the bureaucratic realm after the Danggu incident 黨錮事件.

It can be surmised that the assembling of those who showed talent in literary composition and calligraphic technique was conducted to marshal the imperial secretaries 尚書 and palace attendants 侍中 at the core of the bureaucratic state, and was a scheme of Emperor Ling to organize a new bureaucratic body to support the emperor's autocratic rule. The project ended in midstream with the premature death of the Emperor Ling, but the emphasis on practical ability rather than Confucian learning and moral influence was undoubtedly inherited by Cao Cao 曹操 in the following Three Kingdoms period as seen by his adoption of the policy of employing individuals based solely on their talent rather than any supposed moral superiority 唯才主義.

THE EMBASSY FROM THE KORYO DYNASTY TO THE YUAN EMPIRE IN ZHIYUAN 10 (1273) AS SEEN FROM THE *BINWANGNOK*

MORIHIRA Masahiko

Embassies between the Koryo Dynasty on the Korean Peninsula and the Yuan Empire, which had political influence over Koryo, were exchanged with great frequency from the second half of the thirteenth century to the mid-fourteenth century. These embassies played a vital role in negotiating the establishment of a close political relationship between the two governments. For this reason, clarifying the actual state of the negotiations by the embassies is an important key to a concrete understanding of the relationship between Koryo and the Yuan. Although the limited number of sources is obviously a serious problem, the *Binwangnok* 賓王錄 is a good source for examining actual events. This work is an account of the experiences of Yi Seunghyu 李承休 (1224–1300), the author of an epic historical verse the *Jewangungi* 帝王韻紀, who served as secretary of the embassy of Koryo to the court of the Yuan in the tenth year of the Zhiyuan 至元 era (1273).

In exploring the contents of the *Binwangnok*, I have been able to trace the movements of the embassy, and indicate the circumstances of the dispatch of the embassy in 1273, the personnel that comprised it, the route traveled back and forth between the Gaegyeong 開京 and Yanjing 燕京, the preparation for the welcome by the Yuan, the appearance of meeting with Qubilai qa'an and other important figures of the Yuan, and problems regarding the formal letters of gratitude or congratulation frequently presented by the embassy from Koryo. Finally, I have attempted to make some preliminary arguments on the various problems that came up in the negotiations concerning the relationship between the two governments.

THE SPHERE OF MONGOL WRITTEN EDICTS AS SEEN IN THE LONGHUSHANZHI: A PRELUDE TO THE STUDY OF THE ZHENGYI SECT

MIYA Noriko

In the year 1313, the Daoist Zhengyi, Orthodox Oneness, sect 正一教, which experienced an unprecedented and never to be repeated flowering under the protection of the Mongol Dynasty, established the Longhushan Dashangqing zhengyiwanshougong 龍虎山大上清正一萬壽宮 as the head temple of the sect. In commemoration, the emperor Ren Zong 仁宗, Ayurbarwada-Qa'an, issued an imperial edict, *ǰarliq*, ordering the compilation and publication of the *Longhushanzhi* 龍虎山志, describing the history of the sect. A manuscript that almost perfectly preserves the form of the original is held by the Imperial Palace Museum in Taiwan. The manuscript contains a vast number of various types of official orders of appointment issued by the Mongol court to sect leaders and influential members, as well as numerous records of priceless stelae that are now lost. All the orders of appointment record the date of their issue, and some of the imperial edicts demonstrate a unique written form that is a direct translation of Mongol language wording into vernacular Chinese. These documents have been used here in order to record an accurate chronology of the Zhengyi sect in the Mongol period. In organizing and examining the official orders of appointment, I have attempted to consider the historical background of the work's publication and fundamental issues of its relationship to other works and epigraphy that have been used as primary historical sources, and additionally to prepare for a further study of written orders